

～女性に選ばれる活力ある兵庫を目指して～

1 計画策定の趣旨

- ◇ 兵庫県では、「男女共同参画社会基本法」施行 (H11) を踏まえ、これまで、
 - H13 「ひょうご男女共同参画プラン 2 1」(計画期間：H13~H22 年度)、
 - H14 「男女共同参画社会づくり条例」、
 - H18 同プラン後期実施計画 (計画期間：H18~H22 年度)、
 - H23 「新ひょうご男女共同参画プラン 21」(計画期間：H23~H27 年度)
 - H28 「ひょうご男女いきいきプラン 2020」(計画期間：H28~R2 年度)
 を策定。男女が社会の対等な構成員として、ともにいきいきと生活することができる社会の実現をめざして、さまざまな取組を推進してきた。
- 本年度をもって現行計画が終了することから、これまでの成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえ、審議会協議や意見募集を実施し、次期計画を策定する。

2 現行計画の主な成果・課題

- ◇ 計画策定に当たっては、現行計画の成果や課題を分析するほか、現行計画策定以降の女性活躍推進法の施行や人口減少社会の本格化、生活意識や価値観の変化、働き方改革の進展、世界規模で拡大した新型コロナウイルス感染症への対応など、社会情勢の急速な変化を勘案する必要がある。

(1) 主な成果 — 達成済み又は達成が見込まれる数値目標 —

ア すべての女性の活躍

県における女性管理職の比率 R2.4：15% (R2.4 目標：15%)
 女性就業相談室の支援による就職者数 (累計) R1：1,322 人 (R2 目標：1,500 人)
 農村女性の起業件数 (累計) (農業改良課調べ) H30：314 件 (R2 目標：310 件)

イ 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の調和推進企業認定数 (累計) R1：244 社 (R2 目標：150 社)

ウ 互いに支え合う家庭と地域

「ひょうご防災リーダー講座」修了者のうち女性修了者数 (累計)
 R1：653 人 (R2 目標：490 人)

エ 安心して生活できる環境の整備

住んでいる市町は、外国人にも住みやすくなっていると思う人の割合 (県民意識調査)
 R1：25.7% (R2 目標：20%)

オ 次世代への継承

若者 (25~39 歳) の有業率 (就業構造基本調査) H29：81.9% (R2 目標：80%)

(2) 主な課題 — 達成困難である数値目標 —

ア すべての女性の活躍

民間等における女性管理職の比率 (就業構造基本調査) H29：15.4% (R2 目標：25.0%)
全国 18 位、平均 14.8%
 →指導的地位に占める女性の割合は各分野で上昇しているものの、依然低水準で、意思決定過程への女性の参画は不十分

女性の就業率 (国勢調査) H27：45.2% (R2 目標：46.5%) 全国 45 位、平均 48.3%
 →女性就業率が低く全国的にみても低水準

イ 仕事と生活の両立支援

子育て中の男性で家事・育児参加時間が 2 時間/日以上者の割合 (県民モニター調査)
 R1：15.9% (R2 目標：22.3%以上)

→男性の家事・育児への参加が低調

週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 (就業構造基本調査)

H29：8.8% (R2 目標：6.5%) 全国 22 位、平均 9.5%

→長時間労働の割合が微減に留まっている

ウ 互いに支え合う家庭と地域

「地域活動」の場で「男女平等になっている」と考える人の割合 (県民モニター調査)
 R1：7.4% (R2 目標：33.0%)

→地域活動における男女共同参画が低調

エ 安心して生活できる環境の整備

子宮頸がん検診の受診率 (国民生活基礎調査) R1：39.1% (R2 目標：50.0%)
全国 42 位、平均 43.7%

乳がん検診の受診率 (") R1：42.2% (R2 目標：50.0%)
全国 42 位、平均 47.4%

→女性特有のがん検診の受診率が低い

オ 次世代への継承

出会い支援事業による成婚数 R1：135 件 (R2 目標：200 件)
 →県内の婚姻件数 (H30：24,582 件) と婚姻率 (H30：4.5%) は減少が続き、ピーク時 (S46：51,705 件、11.1%) の半分以下の水準 (人口動態統計)

3 現行計画策定後の主な社会情勢の変化

(1) 男女共同参画をとりまく法整備

ア 女性活躍推進法の改正 (R1.6~)

「女性活躍に関する情報公表の強化」(①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供、②職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備の各区分から 1 項目以上を選択し 2 項目以上を公表) や「一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大 (常用労働者 101 人以上の事業主)」等、女性活躍に向けた取組が順次拡大している。

イ 働き方改革関連法 (H31.4~)

平成 31 年 4 月から①時間外労働の上限規制、②年次有給休暇の確実な取得、③フレックスタイム制の拡充等が順次施行され、また、本年 6 月からは④パワハラ防止対策を事業主に義務づける改正労働施策総合推進法が施行された。

ウ 労働契約法の改正に伴う無期雇用転換ルールの本格開始 (H30.4~)

H25.4 以降に開始した有期労働契約が更新され通算 5 年を超えた場合、無期労働契約への申込権が発生する転換ルールが本格開始した。

エ パートタイム・有期雇用労働法 (R2.4~)

同一企業内における正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差が禁止された（あわせて、派遣労働者の同一賃金同一労働を定めた改正労働者派遣法も施行）。

オ 政治分野における男女共同参画推進法 (H31.4~)

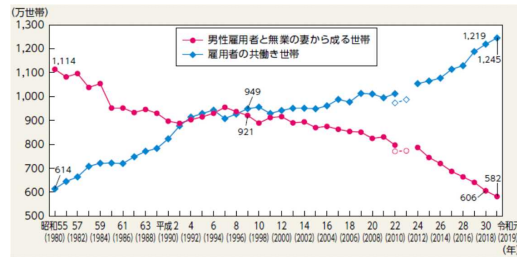
男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められた。

(2) 生活様式や価値観の変化等

ア 共働き世帯の更なる増加

共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は、共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っている。

令和元年には、共働き世帯が1,245万世帯で男性雇用者と無業の妻から成る世帯582万世帯の2倍以上となっている。



出典：令和2年度版男女共同参画白書（内閣府）p.18

イ 女性就業者数の増加等

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の全面施行（H28.4）や、保育の受け皿整備の加速化、女性の登用に向けた企業への働きかけなどの取組により、令和元年6月には女性の就業者数は全国で初めて3,000万人を超え、就業者全体の44.5%を占めた（労働力調査）。

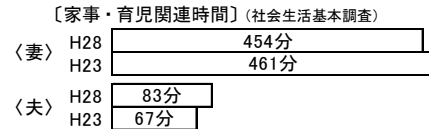
また、平成30年6月に変更されたコーポレートガバナンス・コード（企業統治指針）に、「取締役女性や外国人の登用など多様性を持たせる」ことが盛り込まれた。

ウ 女性活躍に関する意識の変化

「男女共同参画社会に関する世論調査」（R1.9 内閣府）によれば、職場における男女の地位について、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合が前回調査（H28.9）と比較して3.1ポイント低下したほか、「女性の職業について、子どもができてみずと職業を続ける方がよい」と考える人の割合が、前回調査と比較して6.8ポイント上昇するなど、女性活躍に関する意識に変化が現れている。

エ 男性の育児・家事の実施状況

H28における6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす時間は83分/日で、5年前の調査から伸びてはいるものの、依然、女性（454分/日）とは大きな格差がある。（社会生活基本調査）



オ コロナ禍に起因した働き方の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、在宅勤務やフレックスタイム制、オンライン会議、ジョブ型雇用など、多様な働き方の導入が急速に進んでいる。

カ 人生100年時代を見据えた人材教育

健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、高齢者から若者まで、すべての人が元気に活躍し、安心して暮らすことのできる社会を目指した取組が進められている。

キ SDGsの浸透と目標達成に向けた気運の高まり

持続可能な開発目標（SDGs）に関して、国・県等に留まらず、社会全体で取り組むべき課題との気運が高まりつつある（SDGsの17目標のうち、5番目が「ジェンダー平等を実現しよう」である）。



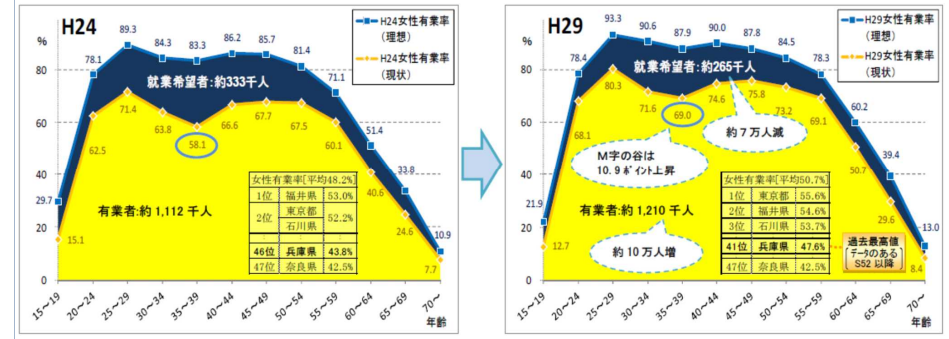
(3) 兵庫県の状況

ア 女性有業者数の増加等

女性有業者数は5年前から約10万人増加（H24：1,112千人→H29：1,210千人）し、M字カーブの谷は10.9ポイント上昇（H24：58.1%→H29：69.0%）、また、育児中の女性有業率は全国で最も高い19.3ポイントの伸びを示す（H24：43.4%→H29：62.7%）など、女性の就業が進んだ（就業構造基本調査）。

さらに、就業を希望している無業の女性は約7万人減少（H24：333千人→H29：265千人）しており、今後も働きたい人の希望を実現するための取組が必要である。

【本県の女性有業率と就職希望者数】（就業構造基本調査）

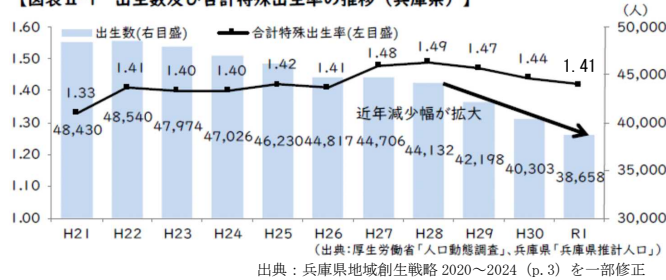


イ 人口減少の進行

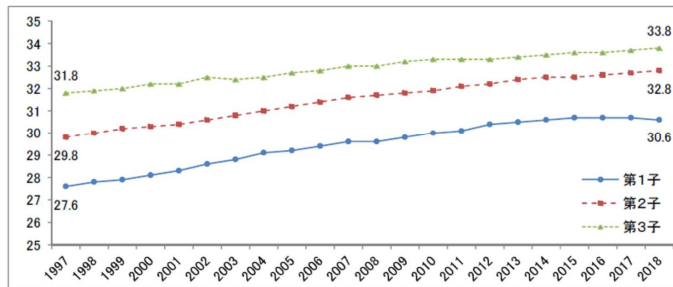
(7) 出生数の減少

女性人口の減少や 50 歳時未婚率の上昇、晩婚化・晩産化の進行等に伴い本県の出生数は減少（H26：44,817 人→R1：38,658 人）しており、特に平成 29 年以降、減少幅が拡大している。

【図表Ⅱ-1 出生数及び合計特殊出生率の推移（兵庫県）】



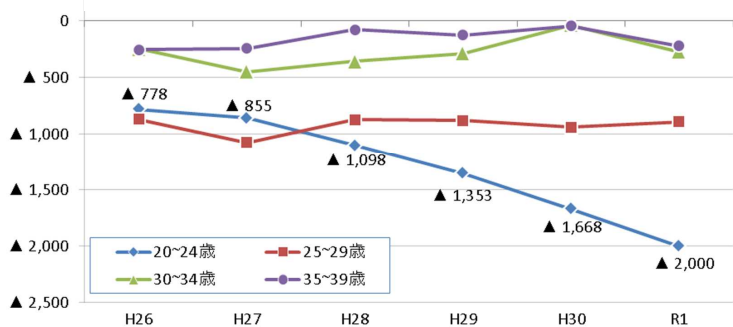
図表 18 子どもを出生したときの母親の年齢（兵庫県）（厚生労働省：人口動態調査）



(イ) 若者の転出超過数の拡大

若者が希望する事務系職種は本社機能が集積する東京や大阪に集中しており、就職期に当たる 20 歳前半の転出超過が拡大（H26：▲2,931 人→R1：▲5,053 人）、特に女性は 5 年間で約 2.6 倍（H26：▲778 人→R1：▲2,000 人）に急伸している。

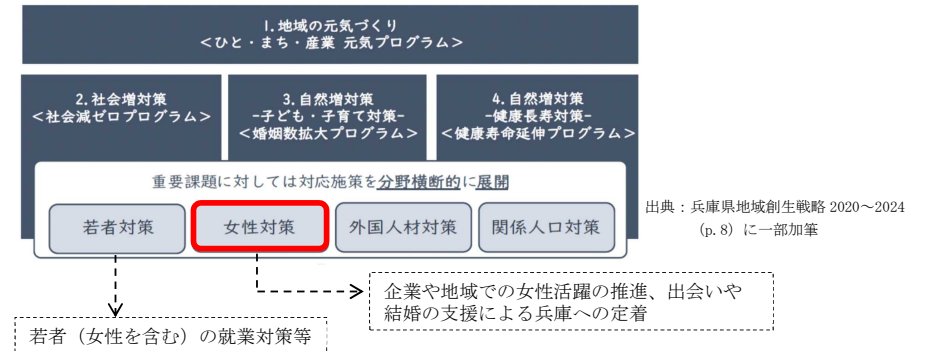
20～30 歳代女性（日本人）の転出入の状況（兵庫県）



ウ 地域創生に基づく新たな地域づくり

平成 27 年 10 月に策定した兵庫県地域創生戦略（H27～R1）の評価検証等を踏まえ、今後 5 年間で取り組むべき施策等を定めた第二期兵庫県地域創生戦略（R2～R6）を策定した。

【第二期兵庫県地域創生戦略の 4 つの戦略目標】



エ 男性の育児・家事の実施状況等

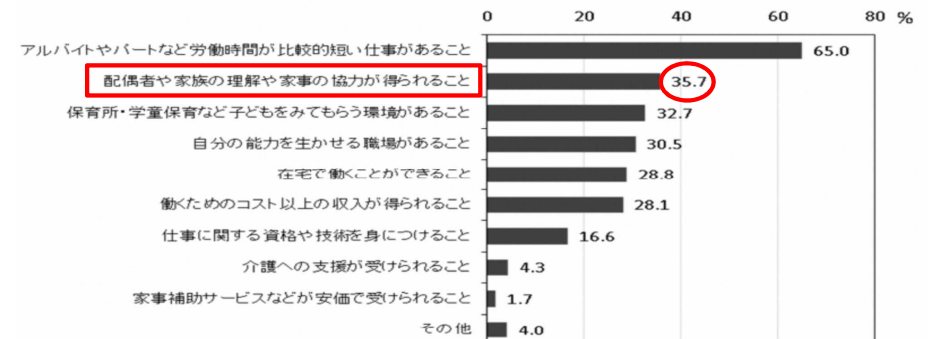
社会生活基本調査では、県内男性の家事・育児関連時間は 5 年前から約 1.7 倍に増加し、全国平均を上回った。

また、R1 年度県民モニター調査で、共働き夫婦の育児休業について「夫と妻が交替でとるのがよい」と考える者が 12.4 ポイント増加（S26:58.2%→R1:70.6%）した。

また、本県が平成 29 年に実施したインターネットによるアンケート調査では、就業を希望している人が、働くことを可能にするための条件として、

「アルバイトやパートなど労働時間が比較的短い仕事があること」（65.0%）が最も多く、次に「配偶者や家族の理解や家事の協力が得られること」（35.7%）が多かった。

■働くことが可能になるための条件(女性n=1,133)



出典：平成 28・29 年度 兵庫県女性が活躍する社会づくりのための環境整備のあり方について（最終報告）(p. 29) に一部加筆

【男性の家事・育児関連時間】（社会生活基本調査）

H23	家事育児時間(分)	H28	家事育児時間(分)
1 秋田県	104	1 東京都	121
2 岩手県	97	2 山口県	103
2 埼玉県	97	3 群馬県	102
43 兵庫県	61	15 兵庫県	85
45 京都府	50	45 茨城県	57
46 福島県	49	45 和歌山県	57
47 和歌山県	44	45 岡山県	57
全国	67	全国	83

オ 農業分野における女性の参画

農業従事者に占める女性の割合が減少（H22：50.1%→H27：47.0%）する一方で、農業委員会への女性登用が進んだ。（女性がいない農業委員会数 H26：15 市町→R1：8 市町）（農林業センサス、兵庫県農政環境部調べ）

カ 防災分野における女性の参画

防災会議の女性委員割合は12.7%（H30）で全国平均の15.7%を下回っている。また、消防団員の女性割合についても1.3%（H31.4）で全国平均の3.2%を下回っているが、消防団員数が年々減少するなか、女性消防団員数は増加（H26：429 人→R1：544 人）している。（地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況、消防団の組織概要等に関する調査）

キ 女性に対する暴力・児童虐待の状況

DV 相談件数（H26：17,761 件→H30：19,143 件）、児童虐待相談件数（H26：4,855 件→H30：5,459 件）ともに増加傾向にある。（兵庫県健康福祉部調べ）

ク 心身の健康の保持・増進

健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）は男女ともに伸びている。（〈男〉H27：79.62→H29：80.07、〈女〉H27：83.96→H29：84.52）（兵庫県健康福祉部調べ）

また、女性特有のがん検診受診率は全国平均よりも低い。（国民生活基礎調査）がん検診を受けない理由として、「費用」、「心配な時は医療機関を受診する」を挙げる人の割合が高い。（H25 県民モニターアンケート調査）

ケ 性的少数者をめぐる情勢

令和元年6月に県議会において、「LGBT/SOGIに関する差別のない社会環境整備を求める意見書」を可決し、衆議院議長等へ提出した。また、県内6市（宝塚市、三田市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、川西市）が同性パートナーシップ制度を導入し、県においても啓発リーフレットの作成など、性的少数者に対する理解促進に取り組んでいる。

コ 女性活躍推進センター等の取組

平成28年6月に県立男女共同参画センターに女性活躍推進センターを開設し、女性活躍推進専門員による企業への出前相談、研修講師派遣、ロールモデル取材等、職場における意識改革や女性登用の促進を図っている。（R2.5 末までの累計訪問数：398 社）また、平成21年に開設したひょうご仕事と生活センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業の取組等を支援している。

サ ひょうご女性の活躍推進会議の取組

様々な分野で活躍する女性や経済・労働団体等で構成する「ひょうご女性の活躍推進会議」（H27.7 発足）を中心に、社会全体の気運醸成を図るとともに、職場等における意識改革や女性登用の促進等、女性活躍に向けた各般の取組を実施している。また、VAL21（兵庫県経営者協会 女性産業人懇話会）との協働により、女子学生のキャリアデザイン意識の形成支援にも取り組んでいる。

シ 家事支援外国人受入事業の開始

家事負担を抱える女性等の活躍促進と家事支援ニーズに対応するため、国家戦略特区の規制改革として、平成29年5月に全国で4番目の認定を受け、平成30年11月から家事支援活動の知識・技能を有する外国人を雇用する事業者による家事支援サービスの提供が開始した。

4 計画の位置づけ

- ◇ 男女共同参画社会基本法第14条に基づき都道府県が策定する「都道府県男女共同参画計画」
- ◇ 「ひょうご男女いきいきプラン2020」（現行計画）の後継計画
- ◇ 兵庫県男女共同参画社会づくり条例第9条に基づく、県における男女共同参画社会づくりの基本的な指針
- ◇ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条に基づき都道府県が策定する「都道府県推進計画」

5 計画期間 令和3～7年度（5年間）

6 めざす社会

- ◇ 国基本法及び県条例における基本理念に基づき、現行計画の基本理念等を継承

男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会

= 男女共同参画社会

- (1) 男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会
- (2) 男女が互いに支え合える社会
- (3) 誰もが健やかに安心して暮らせる社会

参考 ◎第5次男女共同参画基本計画の策定に向けた国の動向

現行計画について、R2.12を目途に改定

〔スケジュール（R2）〕

7月	「基本的な考え方（素案）」の決定
8～9月	〈パブコメ・公聴会〉
秋頃	「基本的な考え方」答申
12月	「第5次計画」諮問・答申 → 閣議決定